

情報公開規程

(目 的)

第1条 この規程は、一般財団法人富山県社会保険協会（以下「この法人」という。）が、その活動内容及び財務状況等を公開するために必要な事項を定めることを目的とする。

(法人の責務)

第2条 この規程の運用に当たっては、原則として、一般に情報公開することの趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第3条 情報公開の対象書類を閲覧ないしは謄写した者は、これによって得た情報を、この規程の目的に即して適正に使用するとともに、個人に関する権利を侵害することのないよう努めなければならない。

(情報公開の方法)

第4条 この法人は、情報公開の対象に応じ、公告、公表、書類の事務所備え置き並びにインターネットの方法により行うものとする。

(公 告)

第5条 この法人は、法令並びに定款の規定に従い、貸借対照表について、公告を行うものとする。

2 前項の公告については、定款第46条の方法によるものとする。

(公 表)

第6条 この法人は、法令の規定に従い、理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給基準について公表する。これを変更したときも同様とする。

2 前項の公表については、役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程を次条に定める事務所備え置きの方法によるものとする。

(書類の事務所備え置き)

第7条 この法人は、法令の規定に従い、書類の事務所備え置きを行い、正当な理由を有する者に対し、その閲覧ないしはその一部を謄写させるものとする。

(事務所備え置きの書類)

第8条 前条の事務所備え置きの対象とする書類は別表1に掲げるものとし、次条に規定する閲覧場所に常時備え置く。

- 2 別表 1 中、「保存期間」として備え置き機関を表示しているものについては当該備え置き期間分の書類を、備え置き期間を表示していないものについては当該最新の書類を公開する。

(閲覧場所及び閲覧日時)

第 9 条 事務所備え置きの対象とする書類の閲覧場所は、この法人の事務室内とする。

- 2 閲覧の日は、この法人の休日以外の日とし、閲覧時間は、午前 1 0 時から午後 4 時までとする。

(閲覧等に関する事務)

第 9 条 閲覧希望者から第 8 条定める書類の閲覧等の申請があったときは、次により取り扱うものとする。

- (1) 様式 1 に定める閲覧申請書に必要事項の記入を求め、提出を受ける。
(2) 閲覧申請書が提出されたときは、様式 2 に定める閲覧受付簿に必要事項を記載し、閲覧に供する。
(3) 閲覧した者ないしは謄写を希望する者から謄写の請求があったときは、実費負担を求め、これに応じる。

(管 理)

第 10 条 この法人の情報公開に関する事務は、事務局長が管理する。

附 則

- 1 この規程は、平成 1 1 年 1 2 月 1 日から施行する。
2 この規程は、平成 1 9 年 3 月 1 日から施行する。
3 この規程は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

対 照 書 類		保存期間
1	定 款	永年
2	事業計画書、収支予算書	1 年
3	事業報告、貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録 監査報告書	5 年
4	役員名簿 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程	5 年
5	評議員会議事録	1 0 年
6	理事会議事録	1 0 年

一般財団法人 富山県社会保険協会
会長 塩井保彦 様

申請年月日 年 月 日

申請者氏名

申請者住所 〒

電話番 号 ()

私は、下記の閲覧目的に従って閲覧対照書類から得た情報を、その目的に即して適正に使用するとともに、その情報によって個人に関する権利を侵害することのないよう誓います。

閲覧の目的

閲覧対象資料（該当するものを○で囲んでください。）

1. 定 款
2. 事業計画書、収支予算書
3. 事業報告書、貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録、監査報告書
4. 役員等名簿
5. 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程
6. 議事録（理事会・評議員会）

様式 2

_____年度

閱 覧 受 付 簿

No _____

受 付 番 号	受付年月日	申請者氏名	申請者住所	備 考

※受付番号は、年度ごとに更新する。